

2023年5月25日

防衛大臣 浜田 靖一 殿
沖縄防衛局長 小野 功雄 殿

石垣島の平和と自然を守る市民連絡会
(旧石垣島に軍事基地をつくらせない市民連絡会)

共同代表 上原 秀政
白玉 敬子
波照間 忠

要 請 書

去る3月16日に、戦後78年間基地の無かった石垣島に陸自石垣駐屯地が開設されました。

これまでの住民説明会で、防衛省は有事における配備部隊の役割や住民避難など有事にかかわる質問にはほとんど答えず、「有事にならないよう、抑止力として配備する」という「説明」を繰り返してきました。しかし、最近になって、政府・防衛省は自ら住民避難やシェルター整備の必要性を強調し始め、同時に、これまで「抑止力のため」と言っていた配備目的を「抑止力、対処力のため」に変更し、配備部隊の有事に相手の攻撃に対処する役割をはっきり認めるようになりました。さらに、「中国が台湾に攻める」との仮定論で「台湾有事は日本有事」とのキャンペーンで国民を翻弄しています。そのような状況の中で、自衛隊配備の賛否に関わらず市民の願いは「島が戦場にならないこと」です。

また、駐屯地開設・訓練による市民生活や自然環境への影響や今後の強化・拡張について市民は多くの不安や疑問を持っています。石垣島の平和と自然を守り未来に引き渡すことが今を生きる私たちの責任だと考えています。

これまでの住民説明会や要請において、「現時点でそのような計画はない」とか「仮定のご質問には答えられない」として明確な回答を避ける例が少なからずありましたが、多額の国民の税金を使って国防の重責を果たす上で、中長期の見通しや計画が無いということは本来あり得ません。さらに「相手に手の内を明かすことになる」という理由で、広く報道されていることや既に他自治体では明らかにしたことまで回答を避ける例が見られました。国民の知る権利を尊重して、これらの理由による無回答は避けていただき、以下に述べる事項について真摯にお答えいただくよう要請します。

1. 有事の住民保護、住民避難について

1-01 これまでの説明会で、避難のタイミング、空港・港湾の自衛隊優先使用の影響などについて具体的な質問がいくつも出たのに、それらに正面から答えなかったのはなぜか。最近住民避難を強調し始めた政府・防衛省の姿勢に照らすと、その対応は不適切だったと思われるが、いかがか。

1-02 国民保護法に基づく避難指示等は、武力攻撃事態もしくは武力攻撃予測事態を政府が認定した後に適用されるが、重要影響事態や存立危機事態が認定された場合の適用について定めた法令はあるか。日本は攻撃されておらず攻撃の予兆もつかみにくい状況で「台湾有事」などが起きた場合、同盟国の要請で日本政府が存立危機事態を宣言したら、国民保護法はいつどのような条件で適用されるのか。

1-03 これらの事態認定以前に政府・防衛省が情勢緊迫の兆候をつかんだ場合、自治体と住民にそれを周知する仕組みは定められているか。

1-04 事態認定後には、自衛隊、米軍が先島に機動展開し、そのために空港・港湾が優先使用されるが、その間住民避難は事実上不可能あるいは大幅に制限されることになるのではないか。

1-05 八重山への機動展開に要する期間はどの位か。2012年の「機動展開構想概案」では数週間かかると評価されているが、現在の評価はどうか。

1-06 機動展開以前に先島全住民の避難を開始し、完了することは可能と判断しているか。その場合、住民の大規模な避難が相手に「開戦の合図」と受け取られる危険性をどう評価し、対処するか。

1-07 防衛力整備計画（2022年12月閣議決定）が述べているように自衛隊が機動展開に使う艦船、航空機を住民避難にも利用することを計画しているか。その場合、国際人道法の軍民分離原則との関連並びに軍事目標として攻撃される可能性をどのように評価し対処しようとしているか。

それらの艦船、航空機、要員には、国際人道法（ジュネーブ諸条約第1追加議定書）第67条が定めている文民保護の特殊標章をつけるのか。

1-08 機動展開の前後に、空港、港湾が相手のミサイル攻撃等で損傷を受け、輸送機能の一部が失われる可能性をどう評価しているか。また、そういう事態が生じた場合、どう対処する方針か。

1-09 政府は避難シェルターの設置調査を行うというが、5万を超す住民、観光客が数分で着弾するミサイルの大規模攻撃を受けても無事避難できるだけの数量、規模のシェルター建設を考えているのか。それに満たない数のシェルターしか整備できない場合、利用者の選別は、誰がどのように行うのか。

1-10 竹富町民はまず石垣島に避難してその後九州などに向かう計画が立てられているが、石垣島の

空港、港湾が機動展開や相手の攻撃で長期間使用不能もしくは困難になれば、かえって危険にさらされるのではないか。その可能性をどう評価し、対処しようとしているか。

1-11 機動展開してくる数千人の部隊の分も含めて、駐屯地には十分な量の食料を備蓄するか。食品配送が途絶えた時、市民と隊員で取り合う事態にならないか。一般に、有事の際の食料調達計画について、どのように考えているか。

1-12 避難指示が出てても避難を希望しない人は島に残れるか。避難しないことへの罰則はあるか。島に残る人のための避難所や生活への支援は保障されるか。

1-13 島外避難が完了する前に攻撃を受けて多くの住民が島に取り残され、救出が困難になった場合、住民を守るために国際人道法が定める軍民分離の非武装地帯を島内に設けるとか、住民避難を実施する期間は休戦するとか、島単位ないし部隊単位で部分的停戦を実施する用意、またそれらを可能にする法令、規則、隊内令等はあるか。

1-14 避難できたとして、それに要する経費や宿泊先の確保等を支援する制度的枠組み（自然災害の被災者に適用される被災者生活再建支援法に基づく住宅再建支援制度のような、法令、規則などで公式に実施が保障されている制度、要項、指針等、以下同じ）はあるか。「事態認定」前の「自主避難」の場合はどうか。

1-15 武力衝突による人的・物的被害、避難に伴う不動産、事業所、農地、家畜など島内資産の喪失、観光客の激減等による損害に対する補償・救済の制度的枠組みはあるか。

1-16 「先島住民は九州へ避難」などと報道されているが、避難先での生活、教育・学習、医療、就業・営業等への保障、ならびに伝統文化、祭祀等行事の保存・継承、元から住んでいる人たちと良好な関係を保ち交流する活動、等への支援の制度的枠組みはあるか。

1-17 避難生活はどれくらい続くか。どういう条件が整えば島に帰れるか。その際、損害を被ったライフライン、道路、公的施設など生活関連インフラの復旧、住民の島内資産の回復支援、不発弾処理、地雷撤去などを、国が責任を持って行う制度的枠組みはあるか。

1-18 最近、陸上自衛隊に国民保護専門官を置くと報じられているが、武力攻撃事態においては、国民保護の責任は主として自治体と国の担当部署が担うものとされ、自衛隊は主たる任務である武力攻撃の排除を全力で行い、これに支障のない範囲で住民の避難・救援への支援や武力攻撃災害への対処を行うとされている。このような仕組みの下で、国民保護専門官は、自治体との間に立ってどんな役割を果たすのか、その職務分掌、職務権限を説明してほしい。

1-19 有事の全島避難は、時間的、物理的、経済的、心情的に大きな犠牲・負担を伴うから、離島の戦場化はやめるべきで、そのために最大限の外交的努力を尽くすべきではないか。

1-20 島外避難の計画とそれを支える制度的枠組みやシェルターの整備がほとんどない状態で、小さな島に対艦、対空ミサイル（近い将来には対敵地ミサイルも）を主要装備とする駐屯地の建設を先行させたのは、順序が全く逆だったのではないか。原発の再起動や新增設にあたっては、一定の基準を満たす住民避難計画の整備が条件とされている例などを勘案してお答えいただきたい。

2. 開設駐屯地の役割について

2-01 防衛省は、当初の住民説明会では駐屯地と部隊の配備目的を「抑止力のため」とし、災害救助、経済効果、防衛の空白を埋める、など「良いことづくめ」の説明をしたが、最近になって配備目的を「抑止力と対処力のため」と変更したのはなぜか。なぜ、初めから目的として「対処力」をあげなかったのか。「有事にならないよう抑止力として配備する」として有事に関する説明も質問への回答も避けてきたことは、適切だったか。

2-02 配備部隊の主力装備である 12 式地对艦誘導弾（SSM）、03 式中距離地对空誘導弾（中 SAM）は、大規模なミサイル攻撃が予想される有事に、抑止力、対処力として十分な役割を果たせるものか。以前の説明会では、防衛省はこれらに関する質問には一切答えようとしなかった。しかし、南西諸島へのミサイル部隊の配備を主導した元陸上幕僚長岩田清文氏らの著書「自衛隊最高幹部が語る台湾有事」（新潮新書 2022 年刊）には、2021 年 8 月に日本戦略フォーラム（JFSS）が主催した台湾有事シミュレーションをもとに、2024 年 4 月に南西諸島の各自衛隊基地がミサイル攻撃を受けるという想定の下で、陸自は石垣・宮古の SSM 部隊が応戦するも射程が足りず戦果なし、逆に中国のミサイル攻撃によって戦闘機能を喪失する、という評価が示されている（同書 154 ページ）。仕様上弾道ミサイル、極超音速ミサイルには対処できない中 SAM については何の言及もない。この評価が正しければ、島を相手のミサイル攻撃にさすだけで抑止力はおろか対処力にもならないミサイルを配備したことになる。この評価は間違っているか。間違っていると考えるなら、理由も示して説明してほしい。

2-03 防衛省は、有事の際、石垣島がどのような状態に置かれると想定しているのか、その時配備部隊はどんな役割を果たすのか、メリット、デメリットも含めて説明してほしい。

2-04 「台湾有事」の際、中国大陸の東岸部から発射される弾道ミサイルが石垣島に到達するまでに要する時間、石垣島に着弾する確率、迎撃される確率、市民が着弾前に安全な場所に避難できるか、それぞれについて、防衛省の見積もり、見解を示してほしい。

2-05 隊庁舎の一部に地下室が設置され、有事にミサイル攻撃などを避けて作戦室として使うと報じられている。この地下室は、安保 3 文書（2022 年 12 月閣議決定）に述べられている自衛隊の持続性・強靱性強化策の一環か。今後、駐屯地内の他の施設も地下化するのか。市民用にも地下シェルターが必要になると考えているか。

2-06 有事にミサイル弾薬庫（火薬庫）が相手のミサイル攻撃を受けて破壊され、爆発する可能性についてどのように評価しているか。

2-07 ミサイル弾薬庫が爆発した時に

- 1) 爆風
- 2) 金属等破片の飛散
- 3) 推進剤の着火によるミサイルの暴発
- 4) 塩化水素ガスなど有毒ガスの発生

のそれぞれによる市民生活への影響とその及ぶ範囲について、どのように評価しているか。

2-08 弾薬庫に関して、

- 1) ミサイル攻撃で破壊されやすい地上覆土式を採用したのはなぜか、
- 2) 宮古島市では3棟（現在は2棟）なのに石垣市では4棟（現在は3棟）と、数が違うのはなぜか、
- 3) 土堤（防護壁）が、駐屯地の施設が並ぶ北西側に設けられ、開南集落がある南東側にはないが、これはなぜか。

2-09 配備された12式地对艦誘導弾と03式中距離地对空誘導弾の発射機車両は、それぞれ何台か。

このような基本的情報は宮古島市では着工前に明らかにしたのに、石垣市ではいまだに発表しないのはなぜか。

2-10 訓練場は今後どのように整備するのか。その際、樹木を伐採するか。

2-11 住民の不安を払拭し、安心な生活を保障するために、駐屯地に関する住民からのあらゆる質問にいつでも答えるシステムを開設する用意があるか。これこそが、国民を守るという理念の根本と考えるがいかがか。

3. 駐屯地からの排水、騒音、訓練などが市民生活・自然環境に与える影響について

3-01 排水路の計画を最近変更したというが、どこを、どう変更したのか、図表や写真をつけて説明してほしい。大量の降水によって排水路があふれ、赤土が流れ出す危険をどう評価し、どう対処しようとしているか。宮古島市のような蒸発散処理の方式を、なぜ採用しないのか。

3-02 理学博士東田盛善氏が2022年11月の日本工業用水協会会誌「工業用水」論文集に発表した研究論文で、駐屯地近くにある宮良川支流のアヤマシ川と宮良川本流が、下流にある大浜地下第2水源地の地下水を涵養していると考えられることが明らかになった。これは、駐屯地の排水が、大浜地下第2水源地をはじめ下流で取水される飲料用地下水及び農業用水に影響を及ぼす可能性を示し

ている。防衛省は、この影響について、これまでどのように調査し、評価してきたか。また、今後、季節ごとに最低年 4 回程度、調査方法、調査箇所について東田氏など地元の専門家の協力を得ながら調査し、結果を市民に公表することが必要と思われるが、その用意はあるか。万一汚染が確認された場合に必要となる市民の損害への補償、排水処理方法の変更について、どう考えているか。

3-03 弾薬庫、燃料貯蔵庫など駐屯地内施設で、有機フッ素系化合物（PFAS）を含む泡消火剤を利用しているか。利用する計画があるか。PFAS は使わないとすれば、消火剤として何を使うのか。弾薬庫などでは火災消火訓練が必須だが、訓練にはどんな消火剤を使うか。

3-04 駐屯地内のすべての施設で洗浄、消火、塗装、サビ落としなどに使用するすべての薬剤、化学物質の製品名と SD シートが未だに開示されていない。未公表の理由は使用品目が未定のためとされていたが、駐屯地が開設された今、使用品目はすべて明らかなはずである。速やかな公表を求める。

3-05 駐屯地外での車両走行訓練、徒歩訓練等の頻度、種類、規模・参加人員数、交通規制の有無等について説明してほしい。訓練の日時、場所、内容について住民に事前に通知するか。2023 年 3 月 5 日の百数十台もの車両や 18 日のミサイル弾薬の移動・搬入のときのように、日時、経路を知らさずに行うのか。交通事故、騒音、教育環境や子どもたちの心身への悪影響等を防止するために、どのような対策をとるのか。

3-06 騒音、車両走行、駐屯地外訓練等に伴って市民生活に被害が生じる場合、どのように補償するか。また、観光産業に与えるダメージが明らかになった場合、どう補償するか。補償の制度的枠組み、手続き等について説明してほしい。

3-07 駐屯地内外での騒音を伴う訓練、夜間照明、グラウンドへのヘリ、オスプレイの離着陸などが、特別天然記念物カンムリワシをはじめ、自然環境に及ぼす影響をどう評価し、どのような対策を講じるか。カンムリワシなど希少生物の生態調査をはじめ、今後の環境調査計画はどのようなものか。

3-08 防衛省がこれまで調査したとして石垣市教育委員会が公表してきたわずかの結果では、駐屯地の建設工事期間中に付近のカンムリワシが営巣・子育てに成功し、雛が巣立ったかどうかは、判断できない。防衛省が巣立ちを確認したのであれば、その確かな根拠を示してほしい。

3-09 カンムリワシの生息環境が減少している石垣島では、草地、湿地、樹木が適度に揃った旧ジュマールゴルフガーデンは、於茂登前山の南斜面をテリトリーとするカンムリワシにとって、絶好の餌場、サンクチュアリーとなっていた。沖縄県の環境アセスメントも逃れて、そこをコンクリートだらけの駐屯地に変えた結果、斜面側を飛ぶカンムリワシはほとんど見られなくなり、訓練場予定地を含むさらに下部の林や畑に移動したと思われる。結果的にカンムリワシの生息域を奪うことになった責任を、防衛省はどのように感じているか。今後、少しでも元の環境に戻すために、どんな対策を考えているか。

4. 今後の駐屯地の強化、拡張について

4-01 石垣島に、他国の国土を攻撃できる反撃能力（敵基地攻撃能力）ミサイル、スタンド・オフ・ミサイルなどの長射程ミサイルを配備するか。その種のミサイルの配備先は未定というが、将来にわたって石垣島には配備しないか。

4-02 石垣島で、米軍との共同訓練・演習、駐屯地の施設・装備の共同使用、米軍の配備・常駐、を行うか。特に、新たに MLR（海兵沿岸連隊）の沖縄配備を予定している米海兵隊が、南西諸島の多数の離島に展開・移動しながら対艦ミサイルで相手艦船を攻撃するという遠征前方基地作戦（EABO）のために、共同演習や攻撃拠点設置の提起が予想される。他の地域では既にそのための演習が行われているが、石垣島でも応じるか。その際、同作戦で展開先とされている飲料水が得られる約 40 の離島とは具体的にどの島々のことか、明らかにされたい。

この件に関しては、2019 年 2 月 13 日の住民説明会で、沖縄防衛局の伊藤晋哉企画部長（当時）は、石垣島への米軍の配置は計画にないし今後もないと述べた。そのことを踏まえて回答してほしい。

4-03 多様な生物が棲息し、八重山の重要な観光資源であり、一般車両の進入が禁止されている海岸で、上陸用舟艇、水陸両用車などを用いた上陸訓練を行う計画はあるか。現在はないとしても、将来にわたって行わないか。

4-04 以前の説明会で、建設予定のグラウンドを、大型ヘリ等の離着陸にも使用すると述べたが、いつごろ離着陸を開始するか。離着陸の頻度はどれくらいか。オスプレイの離着陸も予定しているか。

4-05 於茂登前山に横穴・竪穴を掘って、岩体に覆われた格納庫、掩体壕、弾薬庫、トンネル通路等を造る計画はあるか。

4-06 平得大俣の駐屯地の敷地の拡張、島内他所での分屯地の設置、屋良部半島、平久保半島などへのレーダーサイトの設置、島内各地のミサイル車両展開先に駐車場、車両回転場、発射地点などの設置の計画はあるか、また、艦船補給基地の設置など海上自衛隊の配備を計画しているか、明らかにされたい。さらに、2020 年秋に設置予定が報じられて大きな問題になり、防衛省が「検討」を約束した、開南集落前の新ゲート設置の計画はどうなったか、その後の検討状況を説明してほしい。

4-07 桃里付近の国道 390 号線から西へ 200m 弱離れた北緯 24 度 25 分 42 秒、東経 124 度 14 分 40 秒の地点に、7 本の VLF アンテナらしいものを円周上にならべた施設があるが、これは防衛省・自衛隊のものか。仮にそうだとすれば、何のための施設か。

4-08 有事が迫った時の自衛隊・米軍の機動展開と住民避難の効果的実施を理由に、石垣空港と石垣港の拡張・強化を計画するか。

4-09 安保3文書（2022年12月閣議決定）には、事実上の先制攻撃体制であり専守防衛の逸脱と憲法違反となる恐れが強い米軍 IAMD（統合防空ミサイル防衛）への参加がうたわれているが、石垣駐屯地は IAMD で何らかの役割を担うのか、担うとすればどのような役割か。

4-10 今後の駐屯地の拡張、新しい施設、装備、部隊の配備等について、事前に市民に知らせ、住民説明会の開催に応じる用意があるか。

5. 平和な外交交渉による問題解決について

5-01 紛争解決に武力を使わないと誓った平和憲法を持つ国として、敵基地攻撃や先制攻撃や際限のない軍拡を進めるのは憲法違反ではないのか。米軍と一体化して戦うのも違反ではないか。徹底的な外交交渉が先と考えるがいかがか。

5-02 我が国は、「台湾有事」や「尖閣有事」を理由に更に大規模な軍拡に向かうのはやめて、以下の理由により、平和な外交交渉によって尖閣領有権問題の解決や台湾問題を巡る中台間話し合いを支援し、戦争を回避することにこそ全力を尽くすべきと考えるが、いかがか。

○ 中国公船の尖閣諸島領海への侵入は2012年当時よりは減少し、周辺の状況に大きなトラブルはなく、比較的安定していると言われる。

○ 台湾問題については、中国政府は平和的統一を基本方針と言明している。同時に、「外部勢力の干渉と台湾独立勢力の分裂活動」に備えて武力行使の放棄は約束しないとしているが、それは中国政府が以前から表明している立場であり、最近言い出したことではない。最近強調されている「台湾有事緊迫」説は、主として2021年のデービッドソン前米インド太平洋軍司令官発言などに始まる「アメリカ発」の情報に基づくもので、「中国発」ではない。

○ 台湾の民意は、「独立」ではなく「現状維持」を望む声が圧倒的で、中国とは良好な経済関係を保ち武力衝突は避けたいと願っていると報じられている。

○ 日本は、1972年の日中共同声明で、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを認め、台湾とは国交を持っていない。また、同声明と1978年の日中平和友好条約で、日中両国政府は、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを約束している。一方で、日本は、中国とも台湾とも、広くて深い互恵的経済関係で結ばれている。

5-03 これからの自衛隊は、軍事力の強化よりも災害救助活動に重点を移し、将来的には災害救助隊に改組する方が、世界平和のためにも、国民の生命財産保全のためにも、はるかに役立つと考えるが、いかがか。